

不利益処分の処分基準 個票

部課等名 保健所地域保健課

番号 2

不利益処分の内容		病院、診療所又は助産所の使用制限命令等
根拠法令及び条項		医療法第24条第1項
処 分 基 準	関係条項	医療法第30条
	基準 (未設定の場合は その理由)	<p>1 清潔を欠くとき</p> <p>2 構造設備基準に反するとき</p> <p>3 衛生上有害若しくは保安上危険と認めるとき</p> <p>「期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を命ずることができる」については、患者の立場にたった判断が必要であるので弁明の機会等から総合的に判断することとする。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成29年4月1日設定 ( 年 月 日最終変更)